

第3章 審議会

○石狩湾新港地方港湾審議会条例

〔昭和53年8月8日
条例第19号〕

改正 平成8年11月20日条例第4号

平成17年2月22日条例第1号

（設置）

第1条 石狩湾新港管理組合の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため、石狩湾新港管理組合に、石狩湾新港地方港湾審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、石狩湾新港港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を港湾管理者に建議する。

- （1）港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第3条の3第1項の港湾計画
- （2）法第43条の5第1項の港湾環境整備負担金
- （3）前2号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項（組織）

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから港湾管理者が任命する。

- （1）学識経験者
- （2）港湾関係者
- （3）石狩湾新港管理組合議会の議員を代表する者
- （4）国の地方行政機関の職員
- （5）関係地方公共団体の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（議決の方法）

第6条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、石狩湾新港管理組合総務部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

この条例は、平成17年4月1日から施行する。